

**「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」
に関する有識者会議 報告（概要）**

【皇位継承と皇族数の減少についての基本的な考え方】

- 皇位継承の歴史や伝統は、大変重いもの。
- 皇位の継承という国家の基本に関わる事柄については、制度的な安定性が極めて重要。
- 次世代の皇位継承者がいらっしゃる中での大きな仕組みの変更は、十分慎重でなければならない。
- 現行制度の下での皇族方のこれまでの人生も重く受け止める必要がある。

⇒ 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない。

悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承について具体的に議論するには機が熟しておらず、かえって皇位継承を不安定化させるおそれがある。

悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来において悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で議論を深めていくべきではないか。

- 悠仁親王殿下以外の未婚の皇族が全員女性であることを踏まえると、悠仁親王殿下が皇位を継承されたときには、現行制度の下では、悠仁親王殿下の他には皇族がいらっしゃらなくなることが考えられる。
- 皇族は、摂政、国事行為の臨時代行、皇室会議の議員といった法制度上の役割のほか、様々な公的活動などを担っておられる。

⇒ まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であり、その際、多様な世代の方が男女共に、悠仁親王殿下を支えるということが重要ではないか。

【皇族数確保の具体的方策】

①・②の二つの方策について今後、具体的な制度の検討を進めていくべきであり、③については、①及び②の方策では十分な皇族数を確保できない場合に検討する事柄と考えるべきではないか。

①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること

- 皇室の歴史に整合的であり、公的活動の継続性等の観点からも望ましい。
- 皇位継承資格を女系に拡大することにつながるとの考え方もあるが、子は皇位継承資格を持たないとするのが考えられる。配偶者と子は皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるものとするのが考えられる。
- 現在の内親王・女王殿下方は、現行制度下で人生を過ごされてきたことに十分留意する必要がある。

②皇統には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること

- 現行制度では婚姻と出生以外に皇族数が増加することがない中で、養子を迎えることを可能とすることは男子出生のプレッシャーの緩和にもつながるのではないか。
- いわゆる旧 11 宮家の皇族男子は、現行憲法・皇室典範施行後 5 か月の間皇位継承資格を有していた方々であり、その男系男子の子孫の方々に養子となっていていただくことも考えられる。
- 養子となって皇族となられた方は、皇位継承資格を持たないこととすることが考えられる。

③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること

- 皇族という特別な立場について、一般国民における家族制度とは異なるアプローチをとるものであり、現皇族の御意思は必要としないという面もある。
- 現在いらっしゃる皇族方と何ら家族関係を有しないまま皇族となることは、②の方策に比べより困難な面があるのではないかと指摘もある。①・②の方策では十分な皇族数を確保することができない場合に検討すべき。

【その他】

- 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族に皇室の活動を支援していただくことも考えられるが、皇族数の確保のためには①から③のような方策が必要。

【おわりに】

- 皇位継承については悠仁親王殿下までの流れを前提にすべきとの考えで一致した。皇位継承の問題とは切り離れた上で皇族数の減少が喫緊の課題であるという共通認識の下に、皇族数の確保に向けてできるだけ多様な選択肢を提示するという考え方に立って検討を進め、その具体的な方策を示唆するに至った。
- これらの方策を実現することは、悠仁親王殿下の後の皇位継承について考える際も、極めて大事なことである。
- 国民の間には様々な受け止めもあると思うが、会議の議論の結果が、国会を始め各方面における検討に資するものとなることを期待する。
- 皇室をめぐる課題が、政争の対象となったり、国論を二分したりするようなことはあってはならず、静ひつな環境の中で落ち着いた検討を行っていただきたい。